【新規】みなし電気工事業の開始通知に必要な書類

※郵送ではなく窓口において申請をされる場合は、事前にご連絡ください。

提　出　書　類	個人	法人
電気工事業開始通知書　　様式第２１（第２６条）	○	○
履歴事項全部証明書	―	○
建設業許可証の写し	○	○
電気工事士免状の写し	○	○
（第一種電気工事士の場合）講習受講歴の写し	△（※１）	△（※１）
備付器具調書	○	○
測定機器貸出承諾書	△（※２）	△（※２）
備付器具調書に記載した器具の番号等が分かる写真又は現物（借用器具を含む）	○	○
営業所位置図	○	○
店舗見取図（平面図）	○	○

・履歴事項全部証明書は法務局で取得できます
（※１）電気工事士免状が第一種の場合は、講習受講歴のコピーが必要です（認定電気工事士の場合は必要ありません）
（※２）「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」を借受されている場合にのみ提出が必要です
・電気工事業を開始したとき、遅滞なく提出してください

※提出先　〒840－8570　佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号
佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課　保安担当
TEL　：0952-25-7027
Mail：kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

様式第21（第26条）

電気工事業者開始通知書

× 受 理 年 月 日	
× 通 知 番 号	

令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　　様

〒
住　　所
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名
連絡先電話番号

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、
次のとおり通知します。

1　建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年　　月　　日　佐賀県知事許可（　　－　　）第　　号

2　電気工事業を開始した年月日

令和　　年　　月　　日

3　営業所

営業所の名称	所在の場所

（備考）1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　×印の項は、記載しないこと。

【申請情報について】
お預かりした情報は、佐賀県情報公開条例第5条に基づく開示請求の対象となる場合があります。